

○総務省令第三号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の四條を加える。

第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、

申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証

明書

二 第十八条の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

#### 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前條第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

別記に次の四様式を加える。

申請書様式(第二十二條の二関係) (別紙1)を挿入

申出書様式(第二十二條の三關係) (別紙2)を挿入

情報提供様式(第二十二條の四關係) (別紙3)を挿入

通知書様式(第二十二條の五關係) (別紙4)を挿入

(国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部改正)

第二条 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和五十九年総理府令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一号中「指定都市の区」の下に「又は総合区」を加える。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第三条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「その区」の下に「又は総合区」を加え、同条第二項中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

第四十七條の二第二号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

様式第一の2の注2、様式第八の2の注2、様式第三十八の八の2の注2及び様式第三十八の九の2の

注2中「及び」を「にあつては区、」に、「の区にあつては、~~当該区~~」を「にあつては区又は総合区」に改める。

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第四条 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「その区」の下に「又は総合区」を加え、同条第四項中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を、「その区」の下に「又は総合区」を加える。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部改正)

第五条 次に掲げる省令の規定中「特別区及び」を「特別区にあつては区长、」に、「、区长」を「区长又は総合区长」に改める。

一 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和六十年自治省令第二十八号)第二条第一項

二 住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)第四条第二項

（納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第六条 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第二号」を「第二条第二号」に改める。

第二条中「第二条第一項の」を「第二条の」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第二号」に改める。

第三条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「区」の下に「若しくは総合区」を加え、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は区」の下に「若しくは総合区」を、「区」の下に「又は総合区」を加える。

（納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの手務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）

第七条 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しとの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区」の下に「若しくは総合区」を加え、同条第二項中「又は区」の下に「若しくは総合区」を、  
「区」の下に「又は総合区」を加える。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部改正）

第八条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「区」の下に「又は総合区」を、「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、地方自治

法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

- 2 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第十三項」の下に「、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項」を加え、同表地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の項中「及び第二十二条」を「、第二十二条、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項、第二十二条の四並びに第二十二条の五」に改める。

（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

- 3 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の二号を加える。

四 申請の年月日



五 前各号に掲げるもののほか、処理方策の提示を行ううについて参考となる事項